放課後等デイサービスの現状と課題について
（第3回検討会の資料5に、第3回の構成員意見を追記したもの。）

【現状】

（1）放課後等デイサービスの役割・支援内容等

○ 放課後等デイサービスは法令上以下のとおり規定されている（障害児の発達支援の提供という点では児童発達支援と同様だが、支援内容について、学齢期の発達段階に見合った支援を提供することを念頭に規定がされている）。

・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第６条の２の２第３項　放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
第４条　放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

○ 「放課後等デイサービスガイドライン」は、「①総則」、「②設置者・管理者向けガイドライン」、「③児童発達支援管理責任者向けガイドライン」、「④従業者向けガイドライン」の４つで構成されており、放課後等デイサービスとして行う支援等については、「①総則」において、基本的役割、基本的姿勢及び基本活動を示している。
児童発達支援ガイドラインでは、未就学の障害児の発達支援（本人支援）の内容として、「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」 の5領域において、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにすることを大きな目標として支援する旨を示しているが、放課後等デイサービスガイドラインにおいては学齢期の障害児の発達支援（本人支援）の内容について、こうした詳細は示されていない。

放課後等デイサービスガイドライン（抜粋）①

＜基本的役割＞

○ 子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2 第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。

放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

○ 共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援 施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

○ 保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、

① 子育ての悩み等に対する相談を行うこと
② 家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること
③ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと

により、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

＜基本的姿勢＞

放課後等デイサービスの提供に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たらなければならない。放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（＝個別支援計画）に沿って発達支援を行う。

放課後等デイサービスでは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性を理解している者による発達支援を通じて、子どもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができるように支援する。また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことを期待して支援する。基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込むことが求められる。

また、日常的な子どもとの関わりを通じて、保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努める。

放課後等デイサービスは、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。

また、不登校の子どもについては、学校や教育支援センター、適応指導教室等の関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援していく必要がある。

放課後等デイサービスガイドライン（抜粋）②

＜基本活動＞

基本的姿勢を踏まえ、子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせて支援を行うことが求められる。（※1）

① 自立支援と日常生活の充実のための活動

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行う。子どもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

② 創作活動

創作活動では、表現する喜びを体験できるようにする。日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする等、豊かな感性を培う。

③ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。

④ 余暇の提供

子どもが望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

（※1）「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」の第4回（平成27年2月26日）の議論では、基本活動について、事業所は基本的に4つの活動を提供することを前提に、「基本姿勢」にあるよう「一人ひとりの状態に即した」ニーズに沿って、複数を組み合わせて提供していくという意味であり、事業者として4つのうち2つの活動を行っていれば良いという意味ではないこととされている。

（1）放課後等デイサービスの役割・支援内容等（続き）

○ また、放課後等デイサービスの対象は、就学後の６歳から原則１８歳までとなっているところ、ガイドラインでは、年齢に応じた取組等に係る記述はなく、利用者の年齢に応じてどのような支援を行うかは、各事業所に委ねられている（なお、放課後児童クラブの運営指針では、年齢に応じて配慮すべき事項を示している）。(※2)

（※2）放課後児童クラブ運営指針（抜粋）

5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

放課後児童支援員等は、子どもの発達過程を踏まえ、次に示す事項に配慮して子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中での子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

（1）おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

- ○ 幼児期の発達的特徴も見られる時期であることを考慮する。
- ○ 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- ○ 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

（2）おおむね9歳～10 歳の子どもへの配慮

- ○ 「9、10 歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的変化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- ○ 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達的特徴の理解に基づいた関わりをする。

（3）おおむね11 歳～12 歳の子どもへの配慮

- ○ 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にするようになるなどの発達的特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ○ ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- ○ 思春期・青年期の発達的特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

○ 放課後等デイサービスの指定基準や報酬は、これまで、以下のような見直しを行ってきた。

- ・ 利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援（例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ）を行う事業所が増えているとの指摘も踏まえ、従業者を児童指導員等にするなど指定基準を見直した。（平成29年４月）
- ・ 「支援内容については、現在指標がないこともあり、評価に差が設けられていない。」との現状等を踏まえ、障害児の状態及びサービス提供時間に応じて基本報酬を分類した。（平成30年度報酬改定）。(※3)
- ・ 極端に短時間（30分以下）の支援を報酬の対象外とし、また、支援内容や提供時間に関わらず、基準人以上の手厚い体制により支援を行う事業所を評価する児童指導員等加配加算を見直した（令和３年度報酬改定）。(※4)

（※3）障害児の状態に応じた基本報酬の分類は令和3年度報酬改定で廃止している。

（※4）児童指導員等加配加算を算定している事業所の収支差率が、算定していない事業所の収支差率と比べて高い傾向にあるという実態が示されたことから、単価の見直し及び2人目の加配分の加算の廃止を行った。

（1）放課後等デイサービスの役割・支援内容等（続き）

○ なお、令和3年度報酬改定の際の障害福祉サービス等報酬改定検討チームの構成員からは、

・ 家庭や社会が大きく変わってきている中で、放課後等デイサービスの伸びを見ていく必要があり、制度設立当初の役割や期待されていることが変わってきているのではないか。

・ 学習塾や放課後児童クラブが担うべきことを、放課後等デイサービスで行われている場合もある。放課後等デイサービスがやるべきことをもう一度見直して構築する時期に来ているのではないか。

といった意見があった。

○ 放課後等デイサービスの提供の実態について、財務省の令和3年度予算執行調査結果（令和3年6月29日公表）を見ると、平日の利用は授業終了後に行われるため、全体的に短時間の支援となっており、休日は全体的に長時間の支援となる傾向が見られるが、一定数は短時間の支援となっている。(※5)

なお、令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究－放課後等デイサービスの在り方－」におけるタイムスタディ調査結果では、休日の短時間利用のケースの活動内容は、「専門的訓練」の比重が他ケースに比べ高くなっている。

（※５）放課後等デイサービス事業所の、平均利用時間別の事業所の分布

■ 平日（営業時間３時間以上の事業所）（ｎ＝10,315事業所）

「１時間以下」：５．３％　「１時間超２時間以下」：２６．９％　「２時間超３時間以下」：５５．８％

「３時間超４時間以下」：１２．１％　「４時間超」：２．６％

■ 休日（営業時間６時間以上の事業所）（ｎ＝9,281事業所）

「１時間以下」：６．９％　「１時間超２時間以下」：４．９％　「２時間超３時間以下」：４．４％

「３時間超４時間以下」：５．２％　「４時間超５時間以下」：６．４％　「５時間超６時間以下」：３０．９％

「６時間超７時間以下」：２２．６％　「７時間超」：１８．７％

（1）放課後等デイサービスの役割・支援内容等（続き）

○　児童発達支援と異なり、支援時間の長短には一定の傾向があるが、対象が就学児であることもあり、支援内容については、児童発達支援以上に様々となっている可能性がある。

〈1日当たりの時間に着眼したイメージ〉

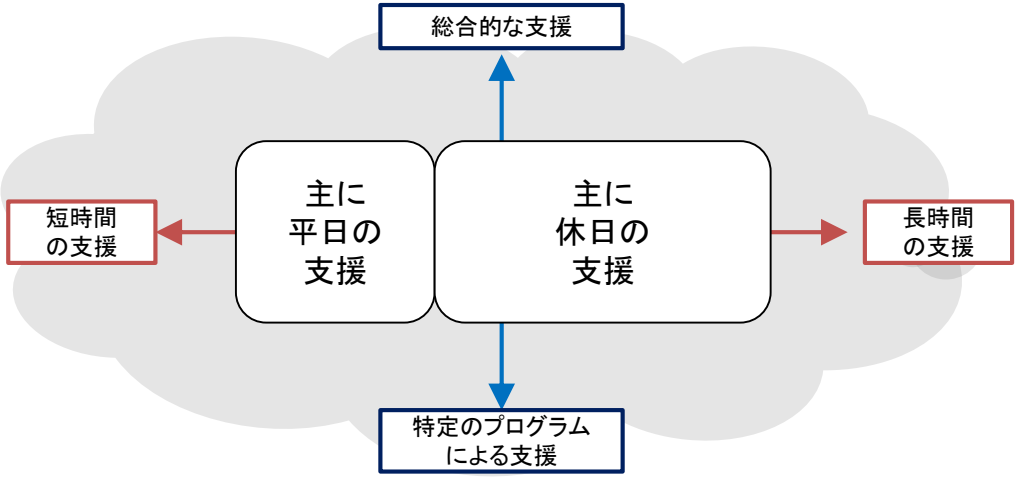

典型的な児童発達支援の支援イメージ
（第2回検討会資料5より）

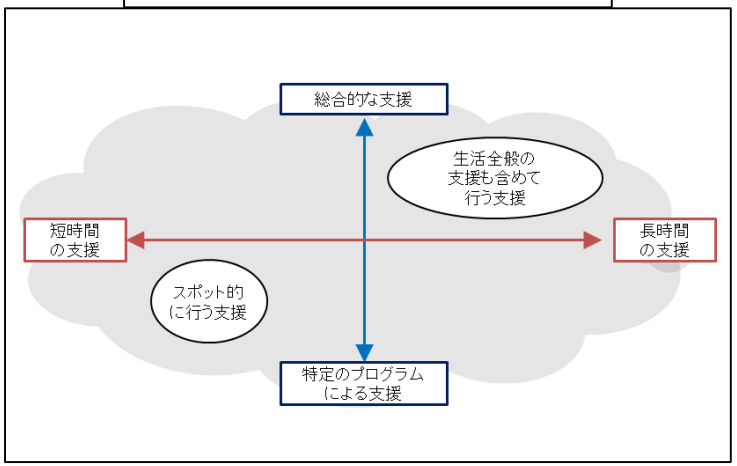

○　また、報酬の対象と考えた場合に、必ずしも相応しくないと考えられる支援等がされているという指摘については、放課後等デイサービスは、児童発達支援よりも多くの指摘が寄せられている。（※6）

（※6）放課後等デイサービスについて事例が寄せられた自治体は、回答自治体全体の約61％（児童発達支援は約39％）。

（2）放課後等デイサービスの利用状況

○　子どもの出生数は減少傾向にあるところ、放課後等デイサービスの利用児童数は、平成26年度から令和元年度で約2．6倍となっている（このほか、20～44歳の女性の就業率は、平成26年から令和元年にかけて約7％程度上昇、通級による指導を受けている児童生徒数は平成26年度から令和元年度で約1．6倍、放課後児童クラブの利用児童数は、平成26年から令和元年で約1．4倍（利用する障害児数は1．5倍）という状況）。

○　国保連データを見ると、放課後等デイサービスの令和元年度における1ヶ月の利用日数の平均は約12日。また、財務省の令和3年度予算執行調査結果において、決定支給量（日数）別の利用者の分布を見ると、「5日」：6．3％、「10日」：9．0％、「15日」：9．4％、「20日」：6．0％、「23日」：42．7％となっている（注：母数は延べ193,379人）。利用者別の利用時間の分布を見ると、平日は4時間以下の利用が94．2％（うち、1時間超3時間以下の利用が73．0％、1時間以下は9．4％）となっており、休日は5時間超の利用が72．2％となっている。

（3）放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ

○　令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究−放課後等デイサービスの在り方−」によると、保護者がサービス利用に際し重視している事項としては、保護者の就労形態（雇用形態、勤務日数）にかかわらず、「子どもの情緒や感性の発達を促進すること」等の項目が重視されており、「長時間預かってくれること」の回答割合は20．9％であった。

○　一方、「長時間預かってくれること」の回答割合について、7歳から9歳の子どもの保護者の回答割合は26．5％（n＝147）、10歳から12歳の子どもの保護者の回答割合は30．0％（n＝100）、13歳以上の子どもの保護者の回答割合は34．1％（n＝88）と、就学後は年齢があがるにつれて、「長時間預かってくれること」を重視している者の割合が多かった（なお、就学前の、4歳から6歳の子どもの保護者で、保育所・認定こども園・幼稚園との併用が無い保護者の回答割合は28．1％（n＝267））。

（注）この集計上は就労の有無で分けていないので、就労を背景として「長時間預かってくれること」が選択されているかは確認できない。

（3）放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ（続き）

○ 財務省の予算執行調査結果によると、平日の平均利用時間が3時間超（15～16時にサービスを開始すると仮定すれば、18～19時までの利用）の事業所は17．6%となっている（なお、「令和2年（2020年） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」によると、放課後児童クラブで、平日に開所しているクラブに占める、18時半を超えて開所しているクラブの割合は57．8%（令和2年7月時点））。

（4）インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

（注）ここでは放課後等デイサービスに係る論点を整理し、保育所等訪問支援等を含めた論点は別途整理することとする。

○ 放課後等デイサービスガイドラインにおいて、放課後等デイサービスの基本的役割として、「子どもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保証する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」(※7)としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うこと」を示すとともに、報酬においても、利用児童が保育所等に移行したときに加算(※8)を算定できることとしている。

（※7）「障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会」の第3回（平成26年12月4日）の議論では、「後方支援」には、「① 発達支援が必要な場合、事業所で障害児を受け入れること。」、「② 放課後児童クラブでは出来ないこと、個別の発達支援など併行支援を行うこと。」、「③ 放課後児童クラブ等のスタッフをバックアップすること。」の3つの意味合いを含めているものとされている。

（※8）保育・教育等移行支援加算（障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった場合に500単位を加算（1回のみ）。令和2年度の算定者数合計：67人（国保連データ。注：放課後等デイサービスの利用児童数は243,454人（令和2年度平均））

○ 放課後等デイサービス事業所がインクルージョンを推進していく上では、放課後児童クラブ等との関係性の構築や、移行に当たっての支援が不可欠となるが、ガイドラインで基本的役割が示されているところ、具体的にどのような方法で放課後児童クラブ等との連携等に取り組むかについては各事業所に委ねられている。また、前述のとおり、放課後等デイサービスの支援の質自体に指摘がされているところ、現状では、様々な支援・様々な事業所が存在しており、こうした取組も様々になっていることが想定される。

（4）インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携（続き）

○　放課後等デイサービス事業所における外部機関との連携の状況を見ると、連携自体はされているが、ケースを通じた会議はそれほど多く実施されていない（特に12歳以下）。(※9)

（※9）放課後等デイサービス事業所が連携している外部機関（小学校：74.6%、特別支援学校／特別支援学級：86.4%等）に対して、外部機関を入れたケア会議（半年に1回程度）7歳～9歳（53.8%）、10歳～12歳（49.15%）、13歳～（34.0%）。（出典：令和2年度障害者総合福祉推進事業「障害者支援のあり方に関する調査研究－放課後等デイサービスの在り方－」）※ケア会議の実施は児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを含んだ調査結果。

（5）放課後等デイサービスの対象について

○　放課後等デイサービスは、①学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している、②障害児（原則18歳未満）に対して、③授業の終了後又は（学校の）休業日に行う支援である。

○　平成30年の地方分権提案により、「専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とする」ことが提案され、これまで、障害者部会及び障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(※10)において、放課後等デイサービスの対象を専修学校（学校教育法第百二十四条）や各種学校（同法第百三十四条）に就学している障害児まで拡大することの是非を検討してきたが、前述のような放課後等デイサービスのそもそもの役割等を議論した上で検討すべきとされた。

（※10）令和2年10月5日の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、【論点】として、

- 学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
- 一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。

との両論をもとに議論を行ったところ、構成員からは、以下のような意見が示された。

- 放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。
- 専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
- そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
- 学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。

【論点】

（1）放課後等デイサービスの役割・支援内容等

○ ガイドラインに示す放課後等デイサービスの役割・支援内容等について、現状の様々なものがある状況を踏まえ、どう考えるか。

・ ガイドラインにおいて、「①子どもの最善の利益の保障」、「②共生社会の実現に向けた後方支援」、「③保護者支援」という基本的役割のもと、基本的姿勢を踏まえた上で、「①自立支援と日常生活の充実のための活動」、「②創作活動」、「③地域交流の機会の提供」、「④余暇の提供」を複数組み合わせて行うこととされているところ、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」と比較し、学齢期の障害児の発達支援（本人支援）の内容が十分に示されているかどうか。

・ 基本活動に挙げる4つの活動について、ガイドライン創設時の議論では、事業所単位では4つの活動の全てを行うこととされていたところ、障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられるような事例も含めた現状のサービス提供の実態をどう考えるか。（4つの活動等を必ずしもカバーせず一部のプログラムに特化した事業所が多く存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点はないのか等。）

・ 上記の点も含め、ガイドラインが示している放課後等デイサービスのあり方が、個々の現場で浸透・準拠されているとは必ずしも言えない現状にかんがみ、ガイドラインで示している事項の位置付けをどう考えるか。（とりわけ、放課後等デイサービスの役割・支援内容など根幹に関わる部分についてどう考えるか。）

・ また、こうしたガイドラインに示している放課後等デイサービスの役割・支援内容等が適切に果たされるための報酬や基準等のあり方をどう考えるか。

（2）放課後等デイサービスの利用に係る保護者のニーズ

○ 放課後等デイサービスは、障害児につき、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を提供するサービスであるが、保護者のニーズについて、どのように考えるか。

○ 保護者の就労実態を踏まえ、支援時間が長くなる児童に対する支援について、支援時間の長短による手間の適切な評価など、支援のあり方をどう考えるか。

【検討会の主なご意見】（※事務局の責任において取りまとめたもの）

○ 役割・支援内容等について、年齢、障害の特性、支援の目的（障害児の発達支援か保護者の就労保障か）という切り口で整理が必要ではないか。
○ 学習塾やスポーツクラブタイプの事業所は、本来であればインクルーシブに地域で対応していくべきではないか。
○ 現実は混然一体でよりファジーな状態。この制度が親の就労支援なのか子どもの発達支援なのか。理想的には両方だが、事業の目的と現実との乖離が起きて混乱しているのが現状。ここで一度、あるべき姿論を議論し、そこから外れたものについては、また別途改めて考えるとしないと先に進まないのではないか。

○ 議論に当たり、一本筋を通すのに子どもの権利条約に照らして改めて見直す必要がある。子どもが、尊厳・内在的な価値・自己肯定感を高めてもらうところを含めて、その子らしさを発揮することを前提に置くところが必要ではないか。
○ ガイドラインの内容を浸透させるには、ガイドラインを簡素化したものやチェック項目の作成、定期的な研修受講に対する報酬による評価がいるのではないか。また、地域の障害児支援の中核的な役割が期待されている、児童発達支援センターが地域の事業所の研修を担ってもらってはどうか。
○ ガイドラインの役割を果たすために、事業所の指定時や更新時に事業所側から具体的な実施計画を示してもらう仕組み作りが考えられる。
○ 子ども期の後半の支援についてどういう発達保障が必要なのかという観点に立ったガイドラインを、しっかりと作り直すべきではないか。そのような基準がないので、いろいろな問題が起きていると思われる。
○ 就学期以降は、不安や葛藤が高まる時期なので、放課後デイの活動を通して、親以外の人に褒めてもらったり、達成感を持ったり、仲間がいたり、どうしても孤立しがちになる時期に孤立を防いだり、自尊心を育んだり、自己肯定感を育み、大人につなげていくことが重要。

○ 障害児についてはセルフプラン率が高いことは課題だと考える。需要と供給のバランスの中でやや供給過多とも言える地域は、やはり事業所の中での利用者確保が先に立つ傾向があると思われる。
○ 中卒で進学しなかった17歳までの取扱いをどうするかという問題がある。
○ 事業所の支援内容等を評価するに当たり、相談支援や行政、家族も入れたチームで事業所を評価していくことも考えられる。

（3）インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携

○ インクルージョンの実現に向けた一般施策との連携として、どのような取組が考えられるか。

○ 学校（特別支援学校を除く。）や放課後児童クラブ等との連携を強化していくことについてどう考えるか。

【検討会の主なご意見】（※事務局の責任において取りまとめたもの）

○ 小学生と中高生は区分した上で、事業所の指定で放課後児童クラブと放課後等デイサービスの共生型を展開してはどうか。

○ 移行支援については、放課後等デイサービスと放課後児童クラブとの連携等を図り、併行通所を進めるような事業をつくり、移行した場合には報酬が出るような仕組みにして行くことで、インクルージョンそのものが進む可能性もあるのではないか。

○ 移行支援のところだけソーシャルワークが入り整理していくのではなく、その後の学校等と連携も含めてソーシャルワーク的な関わりが大変重要かと思う。

○ 学校側としっかり連携を取っていけるような仕組みをつくる必要がある。

（4）放課後等デイサービスの対象者について

○　放課後等デイサービスの役割・機能の最も中心的なものは、本人支援（発達支援）であると考えられるところ、現行制度では、発達支援が必要であったとしても、学校教育法第一条に規定する学校（具体的には高等学校）に進学しなかった（できなかった）障害児は対象とならない。

　このような、高等学校に進学しなかった（できなかった）18歳未満の児であって、通所による発達支援を特に必要とする障害児としてどのような具体像が想定されるか。

○　また、上記に該当する障害児に対し、放課後等デイサービスにおいて発達支援を提供すべきか。また、その場合の留意点等はないか。

※　なお、現行制度では、児童発達支援は制度上18歳まで利用できることとされているが、令和３年３月の国保連データによると、利用児童の99％以上が7歳未満であり、児童の成長・発達支援に重要である同年代の児童同士の交流は困難である場合が多いと考えられる。

※　また、現行制度では、15歳以上の児の場合、児童福祉法及び障害者総合支援法によるいわゆる「者みなし」により、生活介護を利用することが可能であるが、同様に、同年代の児童同士の交流は困難であると考えられる。

※　放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられ、ガイドラインにおいても放課後等デイサービス事業所と学校との連携するための取組(※11)を行うことを求めているが、こうした学校等との連携の必要性等についてどのように考えるか。

（※11）放課後等デイサービス計画と「個別の教育支援計画」の内容を共有し合う、送迎時の対応についての事前調整、学校への行事の積極的な参加等。

障害児の発達支援として必ずしも相応しくないと考えられる事業運営・支援内容の具体例
（令和３年６月自治体アンケート結果・放課後等デイサービス）

支援内容の多様性を否定しないものの、都道府県・指定都市・中核市の担当者の目線で見た場合に、管内の児童発達支援事業所（児童発達支援センター含む）及び放課後等デイサービス事業所において実際に行われている又は行われていた事業運営・支援内容であって、法令違反ではないものの障害福祉サービス等報酬の対象として必ずしも相応しくないと考えられるものについて、理由を付して回答を求めた。

その結果、

① 支援内容が安全な預かりに偏っており、発達支援が適切に行われていないと見られるもの

② 学校の宿題をみる等、支援内容が学習塾的な支援に偏っていると見られるもの

③ （学習塾以外の）一般的な習い事とほとんど変わらない支援を行っていると見られるもの

といった事例が寄せられた。

①安全な預かりに偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
児童にゲーム・DVD等を与えて遊ばせる、おやつを与えるといった支援しか行われていない。	単なる児童の“預かり”になっており、居場所の提供や保護者のレスパイト的な役割は果たせているかもしれないが、それだけでは放課後等デイサービスの基本方針である「生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援」を行っていないと思われる。
昼夜逆転している児童に対し、事務所のソファーで寝かせるだけにしている。	放課後等デイサービスにおいて提供すべき支援とはいい難いと思われる。

等

②学習塾的な支援に偏っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
放課後等デイサービスの他に、同一法人において学習塾を運営している。学習塾とエリアは分かれているが、支援内容は学校の宿題が中心。	支援内容は学習支援ではあるが、障害特性に配慮した課題等が提供されている訳でもなく、学習塾や放課後児童クラブと同様の内容となっていると思われる。
学習塾を経営している会社が放課後等デイサービス事業所を運営しているが、学習塾の（一般児童向けの）教材やプリントをやらせようとするケースがある。	塾の教材やプリントでは、個々の障害児の特性に合わせた支援をすることは困難だと思われる。
利用児童の受験対策や資格取得を目指すための指導を行っている。中には進学率を売り文句にする事業所も存在する。	放課後等デイサービスは「生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流その他の支援」を行う事業であり、学習塾や資格取得の学校ではなく、 また、私費で利用する学習塾と区別できないと思われる。

等

③習い事と変わらない支援を行っていると見られる事例

運営・支援内容	理由
放課後等デイサービスの他にフリースクールを運営している法人において、同一の施設内でどちらのサービスも提供しており、支援内容や活動場所も明確な線引きがない。	フリースクールと法定サービスである放課後等デイサービスの支援内容等が混同しており、支援内容についても、フリースクールの内容と変わらないと思われる。
プログラミングの技術指導を行っている。	放課後等デイサービスにおいて提供すべき支援の内容とはいい難く、偏った発達を促すおそれもあると思われる。
絵画のみ、サッカーのみ、音楽のみを実施している。 また、ICT訓練と称してパソコンやタブレットに慣れさせるだけの支援を行っている。	個別の障害児の状況に応じた発達支援とはいい難く、一般的なカルチャースクール等と区別ができないと思われる。

等

④その他の事例

運営・支援内容	理由
サービス提供時間のほとんどを送迎が占めており、実質的に送迎を目的としたような利用形態である。	報酬に見合った発達支援の時間が確保できていないと思われる。
スキー場のスキー教室やボウリング場、カラオケや映画館に連日連れて行っている事業所や、 市民体育館等の利用が常態化している事業所がある。	単にレジャー施設で過ごしているだけと思われる事例もあり、利用児童の個別的な状態に沿った支援内容とはいい難いと思われる。 また、主たる支援場所が指定を受けていない場所となるということは、障害児の安全に配慮した設備要件が有名無実化することになると思われる。
個別支援計画の達成目標について、具体性を欠き、目標達成のために何を行っているのかが不明瞭な状態となっている。また、どの利用者についても同じような達成目標となっており、それぞれの利用者に合わせた目標設定が行われているのかが不明瞭な場合がある。	支援内容が漫然かつ画一的となり、障害児の心身の状況等に応じた支援が提供できないおそれがあると思われる。
土日のプログラムとして、毎週のように入場料や利用料のかかる施設や小旅行に遊びに連れて行っている。	プログラムの内容から、もともと土日の利用予定でない利用者の利用希望もあるため、定員超過が生じがちとなっている。 また、毎週のように車で遊戯施設に出かけることで、家庭での余暇の過ごし方が身につかない恐れがあり、通常の児童の週末の過ごし方として不適当と思われる。
訓練のメニューとして近隣の店舗から「厚意で」軽作業を提供され、併せて「児童が達成感を得るため」として店舗から作業代金を受領しており、作業代金から消耗品費を差し引いた金額を児童に「お手当」として支給していた。	実質的な児童就労と見られかねないと思われるため。

等